

令和7年度 実証事業

宇陀市地域 クラブ活動 指導者 登録者募集

子どもたちが
輝ける場を
一緒に作りませんか

宇陀市地域クラブ活動指導者登録とは

奈良県が令和8年度から休日の教員の指導による部活動を廃止する方向性を示したことを受け、宇陀市では令和6年度11月より実証事業として地域クラブ活動を実施しています。

指導者登録とは、実証事業（地域クラブ活動）を実施するにあたり、指導者やスタッフとして参加できる方にご登録いただくものです。

※多くの皆さまのご登録をお待ちしております。

募集種目

軟式野球、バドミントン、剣道、卓球、バスケットボール、吹奏楽、サッカー、陸上競技、自転車競技、バレーボール、ハンドボール、テニス、ソフトテニス、ヒップホップダンス、ウエイトリフティング、その他の種目

※募集種目は上記に限りません。上記以外で登録を希望される場合は、その他にご記入ください。

ご登録方法

●LOGOフォームでの登録
<http://logoform.jp/form/bG5b/653950>にアクセスいただくか、右のQRコードを読み取ってご登録ください。

LOGOフォーム
はこちら



●郵送または持参での登録
「宇陀市地域クラブ活動指導者登録申請書」を下記住所まで郵送またはご持参ください。

募集要項や登録申請書の
ダウンロードはこちら



STEP 1

登録申請

「ご登録方法」のQRコードよりお名前や連絡先等を登録

STEP 2

マッチング

教育委員会から連絡

STEP 3

委嘱

教育委員会による面接など

STEP 4

指導開始

地域クラブで指導・サポートのスタート

中学校部活動と地域クラブ活動の違い

区分	中学校部活動	地域クラブ
	学校部活動 ※学校教育内の活動	休日の地域クラブ活動 ※学校教育外の活動
運営管理	学校	地域クラブ ※実証事業では教育委員会が運営
指導者	教員・部活動指導員	地域クラブに所属する指導者 ※地域クラブ活動へ参加を希望する教職員含む
活動場所	原則学校で実施	学校や公共施設
報酬	特殊業務手当	1時間1,600円 ※実証事業で、教職員が指導する場合は1時間1,000円

Q. 指導者の資格を持っていないと登録できませんか？

A. 原則として指導（実技指導）が可能な方としますが、指導歴がない場合等はお問い合わせください。また、その他の資格（看護資格・栄養士等）をお持ちの方はお問い合わせください。

Q. 登録するにはどのような内容を入力するのですか？

A. 登録には、名前、住所、生年月日、指導できる種目、指導が可能な時間帯等を入力いただきます。

Q. 登録したらすぐに指導できますか？

A. 登録したことで指導者としての活動をお約束できるものではありません。

Q. 登録後、依頼があったら必ず引き受けなければならないのですか？

A. 必ず引き受けなければならないわけではありません。地域クラブの提示する条件等とあわない場合はお断りいただくことも可能です。

Q. 指導者になった場合、報酬は支払われるのですか？

A. 1時間1,600円の報酬及び1回400円の交通費をお支払いいたします。
※教職員が指導する場合は、1時間1,000円とします。

Q. 登録するメリットは何ですか？

A. 自身の経験や知識、技能を地域の子どものためのスポーツや文化芸術活動に繋げることができます。

Q. 活動時間や傷害保険はどうなるのですか？

A. 実指導時間は1回3時間以内です。
スポーツ傷害保険に加入します。

宇陀市地域クラブ活動指導者登録Q&A

宇陀市教育委員会事務局 生涯学習課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17-3

0745-82-3975

✉ b-tiikikurabu@city.uda.lg.jp